

# よくわかる!

# 裁判員制度Q&A

**Q 育児中に裁判に参加する場合、どうすればいいのでしょうか？**

**A 各種保育サービスをご利用いただけるように努めています。**

育児中の方が安心して裁判員裁判に参加できるよう、国は保育サービスの実施主体である市区町村と協力しながら、一時保育などのサービスが利用できるような態勢づくりを進めています。



**Q 裁判員（候補者）として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？**

**A 雇用者が解雇など不利益な扱いをすることは法律で禁じています。**

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

裁判員候補者として選任手続期日に出向く場合も同様です。企業の皆さんには、従業員が裁判員となることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。



**Q 交通費や昼食代などは支給されますか？**

**A 日当、交通費、宿泊料は必要に応じて支払われます。**

裁判員候補者や裁判員等になって裁判所に来ていただいた方には、日当や交通費が支払われ、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には宿泊料も支払われます。

日当の具体的な金額は、裁判員候補者の方は1日あたり8000円以内、裁判員及び補充裁判員に選ばれた方は1日あたり1万円以内で、選任手続や審理等の時間にに応じて決められます。

なお、日当などは、事前にお知らせいただいた預貯金口座に振り込んでお支払いします。

